

授業料の免除・徴収猶予申請について

平成30年度前期授業料の免除及び徴収猶予を希望する者は、下記期間内に学生支援グループへ申請書を提出してください。申請書は学生支援グループ窓口やYPUポータル大学ホームページから入手できます。

申請受付期間 2月5日(月)～3月13日(火)17時

● 授業料の免除とは

学業成績が優秀でかつ経済的な理由（被災や生業の不振等を含む）により、授業料の納付が著しく困難な学生に対し、申請により授業料の全額または半額を免除する制度です。

● 授業料の徴収猶予とは

経済的な理由及びその他やむを得ない理由により、授業料を納付期限までに納めることができない学生に対し、申請により納付期限を延長する制度です。

■いずれも審査がありますので、申請しても必ず認められるわけではありません。

※詳しくは、学生支援グループ窓口にお問い合わせください。

※今回から免除要件や申請手順が一部変更となります。説明会を下記のとおり開催します。申請を希望する学生は参加してください（留学生は別途説明会を設けます）。

- ① 2月 8日（木） B203 18：15～ ② 2月 9日（金） B201 12：15～
③ 2月13日（火） B301 12：15～ ④ 2月14日（水） B301 18：15～

平成30年2月2日掲示 学生支援グループ